

---

く り り ん セ ン タ ー 等  
長期包括的運転維持管理業務委託事業  
基 本 協 定 書  
(案)

---

平成 22 年 5 月 10 日  
(平成 22 年 5 月 28 日変更)  
十勝環境複合事務組合



くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 基本協定書（案）

目 次

---

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（基本的合意）	1
第4条（事業契約についての協議）	2
第5条（株式の譲渡等）	2
第6条（事業者の設立）	2
第7条（資金調達協力義務）	2
第8条（事業者への出資者）	2
第9条（財務支援）	3
第10条（事業契約の不成立）	3
第11条（秘密保持）	3
第12条（本基本協定の有効期間）	3
第13条（準拠法及び裁判管轄）	3
第14条（規定外事項）	3

---

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業（以下「本事業」という。）に関して、十勝環境複合事務組合（以下「甲」という。）と、[ ]（以下「代表企業」という。）を代表企業とし、代表企業、[ ]、[ ]……を構成員、[ ]、[ ]……を協力企業とする[ ]グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業基本協定書」（以下「本基本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する特別目的会社（以下「事業者」という。）と甲との間で締結するくりりんセンター、新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を含めた一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の義務について必要な事項を定めるものである。

#### （定義）

第2条 本基本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「入札説明書」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 入札説明書」をいう。
- (2) 「要求水準書」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 要求水準書」をいう。
- (3) 「落札者決定基準」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 落札者決定基準」をいう。
- (4) 「様式集」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 様式集」をいう。
- (5) 「基本協定書（案）」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 基本協定書（案）」をいう。
- (6) 「事業契約書（案）」とは、甲が平成22年5月10日付で公表した「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 事業契約書（案）」をいう。
- (7) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を総称していう。
- (8) 「事業者提案」とは、入札説明書等に基づき落札者が平成22年[ ]月[ ]日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。

#### （基本的合意）

第3条 甲は、乙を本事業に関する落札者としたことを確認する。

- 2 乙は、本事業を実施する落札者の選定手続において、甲が入札説明書等に提示した条件（以下「提示条件」という。）を遵守のうえ、甲に対して事業者提案を行ったものであることを確認する。
- 3 乙は、事業者提案の一部が提示条件に合致しない場合には、提示条件の内容が優先すること及び事業者提案の内容が提示条件に合致するか否かについては甲がその裁量によりこれを判断することを確認する。
- 4 乙は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任で本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、甲は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。甲が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は、乙又は事業者の負担とする。
- 5 第4項の準備行為及び協力の結果は、事業契約締結後、事業者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約についての協議)

第4条 甲及び乙は、入札説明書等における提示条件、事業者提案及び事業契約書(案)に基づき、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。

- 2 乙は、事業契約の締結のための協議にあたり、本事業の落札者選定手続きにかかるくりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業提案審査委員会の要望事項を尊重するものとする。
- 3 甲及び乙は、事業契約に関し、提示条件及び事業者提案によっても不確定な事項については、入札説明書等において示された本事業の目的に照らして協議するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約につき、平成22年[ ]月[ ]日までに締結することを目途とし、協議するものとする。
- 5 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(株式の譲渡等)

第5条 乙は、その保有する事業者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はこれにつきその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項に従い甲の承諾を得て事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しその他甲が合理的に要求する資料を速やかに提出するものとする。

(事業者の設立)

第6条 乙は、本基本協定締結後速やかに、遅くとも事業契約の締結日までに、次の各号所定の条件に従い、事業者を、会社法(平成17年法律86号)上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

- (1) 事業者の資本金は、[ ]円以上とする。
- (2) 事業者の本店所在地は、[ ]とする。
- (3) 事業者の定款には、会社法第107条に基づく株式の譲渡制限を規定するものとし、同条第2項第1号ロに定める事項について規定してはならない。
- 3 乙は、事業者をして、創立総会又は株主総会において取締役及び監査役を選任せしめ、選任後速やかに、これを甲に書面にて通知させるものとする。かかる選任の後に取締役又は監査役が改選された場合についても、同様とする。
- 4 乙は、事業者をして、毎事業年度3ヶ月以内に、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る財務諸表を事業者の費用で作成せしめ、甲に提出させるものとする。

(資金調達協力義務)

第7条 乙は、甲に提出した事業者提案に従い、事業者に出資し、事業者による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力するものとする。

(事業者への出資者)

第8条 乙は、第6条により事業者を設立するに当たり、別紙1に株主として記載された各出資者に、その株主の出資額として記載されている金額の出資をさせるものとする。

- 2 代表企業は、必ず事業者の株式を引き受けなければならない。その出資額の比率は、全構成員の出資額の50%を超え、本事業の終了まで当該比率を維持しなければならない。
- 3 代表企業は、第1項に従い自己以外の出資者が負う出資義務を保証するものとし、いずれかの出資者が同項所定の出資を行わないときは、当該出資者に代わり、同項に従い当該出資者が出資すべき額の出資を行うものとする。
- 4 乙は、事業者設立時及び増資時における各株主から別紙2の書式の誓約書を徴して甲に提出する

ものとする。

(財務支援)

第9条 事業者の財務状況に照らし甲が事業者に対して要求した場合には、乙は、甲と協議の上、事業者の株主として、連帯して事業者に対する追加出資、その他事業内容に照らし合理的と認められる支援措置を講じるものとする。

(事業契約の不成立)

第10条 事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。但し、事業契約の締結に至らなかったことに帰責事由がある当事者は、相手方に対して、損害賠償義務を負う。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本基本協定に関する情報を、相手方の事前の書面による同意を得ないで第三者に開示しないこと及び本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達のために開示を必要とする場合及び情報公開条例その他法律、法令の規定又は条例に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本基本協定の有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約の終了した日をもって終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものである。ただし、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の不成立が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第10条、第13条の規定は存続するものとし、第11条については、本基本協定終了後5年間その効力を有するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の裁判の第一審専属管轄権は、釧路地方裁判所に属するものとする。

(規定外事項)

第14条 本基本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議により定める。

[以下、余白]

以上の証として、本基本協定書を[ ]通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
十勝環境複合事務組合  
組合長

(乙) [ ]グループ

(代表企業)

[ ]

[ ]

(構成員)

[ ]

[ ]

(構成員)

[ ]

[ ]

(協力企業)

[ ]

[ ]

(協力企業)

[ ]

[ ]

設立時の株主名、住所、及び出資額を記載した一覧表

株主名	出資金額
	円
	円
	円
出資金合計	円



十勝環境複合事務組合  
組合長 様

## 誓約書

[ ]の株主である[ ]、[ ]及び[ ](以下「株主」という。)は、本日付けをもって、十勝環境複合事務組合(以下「組合」という。)に対し、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業(以下「本事業」という。)に関して、以下の事項を誓約します。

- 1 株主は、その所有する[ ]の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はこれにつきその他の処分を行うときは、甲に対し「別紙2-1 株式処分承認申請書」を提出し、事前に甲の書面による承諾を得る。
- 2 株主は、その所有する[ ]の株式を譲渡しようとする場合は、当該譲受人をして、本誓約書と同様の内容の誓約書を予め組合に提出させるものとする。また、株主(その所有する株式を全部譲渡することにより[ ]の株主たる地位を失った者を除く。)は、株主間契約に関し、当該譲受人を当事者に含める旨の変更を行い、当該譲受人は株主間契約の当事者となる。
- 3 株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間で締結する株主間契約の中で上記の誓約の内容を定めることとし、その旨を書面により組合に報告することとする。

平成22年 月 日

住所  
企業名  
代表者名

## 株式処分承認申請書(書式)

十勝環境複合事務組合 組合長 様

このたび、私の保有する[ ]の株式を次のとおり処分したいので、ご承認いただきたく、ここに申請いたします。

1 申請に係る処分

- 株式の譲渡
- 株式の担保設定
- その他の処分(具体的内容: )

2 申請の理由

( )

3 処分の相手方

住所:

氏名:

代表者(法人の場合):

4 処分株式数:( )株

5 処分予定日:平成 年 月 日

以 上

平成 年 月 日

申請者:

住 所:

代表者: